

○文部科学省令第二十二号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第一項第一号及び第三号の規定に基づき、博物館法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月三十日

文部科学大臣 塩谷 立

博物館法施行規則の一部を改正する省令

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「大学において修得すべき」を削り、「第二十七条」を「第二十九条」に改める。

第一章の章名中「大学において修得すべき」を削る。

第一条中「の規定により大学において修得すべき」を「に規定する」に改め、同条の表を次のように改める。

科 目	単 位 数
生涯学習概論	二

博物館概論		二
博物館経営論		二
博物館資料論		二
博物館資料保存論		二
博物館展示論		二
博物館教育論		二
博物館情報・メディア論		二
博物館実習		三

第一条の表の備考を削り、同条に次の一項を加える。

2 博物館に関する科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位又は第六条第三項に規定する試験科目について合格点を得ている科目は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

第二条を次のように改める。

(博物館実習)

第二条 前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第二十九条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県の教育委員会の指定した博物館に相当する施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

2 博物館実習には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする。

第三条中「無試験認定」を「審査認定」に改める。

第四条に見出しとして「（資格認定の施行期日等）」を付し、同条第一項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条第二項中「告示する」を「公告する」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

第五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「在学し、」を「在学して」に、「三年」を「二年」に改め、同条第三号中「教育職員の普通免許状」を「教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第二条第二項に規定する教育職員の普通免許状」に、「三年」を「二年」に改め、同条第四号中「五年」を「四年」に改める。

第六条第一項中「及び口述」を削り、同条第二項中「及び各試験科目についての試験の方法」及び「第一欄及び第二欄」を削り、同項の表を次のように改める。

		必須科目								試験科目	試験認定の必要科目
美術史	文化史	博物館情報・メディア論	博物館教育論	博物館展示論	博物館資料保存論	博物館資料論	博物館経営論	博物館概論	生涯学習概論		
		上記科目の全科目									

選択科目						
考古学	民俗学	自然科学史	物理	化学	生物学	地学
上記科目のうちから受験者の選択する二科目						

第六条第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 試験認定は、二回以上にわたり、それぞれ一以上の試験科目について受けることができる。

第七条第一項中「又は文部科学大臣の指定する講習等において、」を「において」に改め、「一単位（博物館にあつては六単位）以上」を削り、「講習等を」を「文部科学大臣が別に定めるところにより前条に規定する試験科目に相当する学修を」に改め、同条第二項を削る。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条の見出し中「無試験認定」を「審査認定」に改め、同条中「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に、「無試験認定」を「審査認定」に改め、同条第一号中「有する者」の下に「であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者」を加え、同条第二号中「科目」の下に「（生涯学習概論を除く。）」を、「あつた者」の下に「であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 次のいずれかに該当する者であつて、都道府県の教育委員会の推薦する者

イ 学士の学位を有する者であつて、四年以上学芸員補の職にあつた者

ロ 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であつて、六年以上学芸員補の職にあつた者

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、八年以上学芸員補の職にあつた者

ニ その他十一年以上学芸員補の職にあつた者

第十条（見出しを含む。）中「無試験認定」を「審査認定」に改める。

第十一条中「左の各号に」を「次に」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三 戸籍抄本又は住民票の写し（日本の国籍を有しない者については、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）の規定による登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）（いずれも出願前六月以内に交付を受けたもの）

四 写真（出願前六月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの）

第十一条第五号及び第六号を削り、同条に次の三項を加える。

2 前項に掲げる書類は、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもって代えることができる。

3 第七条の規定に基づき試験認定の試験科目の免除を願い出る者については、その免除を受ける資格を証明する書類を提出しなければならない。

4 審査認定を願い出る者については、第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げる資料又は書類を提出しなければならない。

一 第九条第一号又は同条第二号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等

二 第九条第三号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等又は博物館に関する

顕著な実績を証明する書類

三 第九条第四号により出願する者にあつては、前二号に準ずる資料又は書類

第十二条の見出し中「及び試験認定科目合格者」を削り、同条第一項中「すべて」を「全部」に、「」を「を」「以下「筆記試験合格者」という。」であつて、一年間学芸員補の職にあつた後に文部科学大臣が認定した者を」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 筆記試験合格者が試験認定合格者になるためには、試験認定合格申請書（別記第三号様式によるもの）を文部科学大臣に提出しなければならない。

第十三条の見出しを「（審査認定合格者）」に改め、同条中「無試験認定合格者」を「審査認定合格者」に改める。

第十四条第一項中「（第十二条第一項ただし書に規定する者を含む。）」を削り、「無試験認定合格者」を「審査認定合格者」に、「別記第三号様式」を「別記第四号様式」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 筆記試験合格者に対しては、筆記試験合格証書（別記第五号様式によるもの）を授与する。

第十五条第一項中「無試験認定合格者」を「審査認定合格者」に、「別記第四号様式」を「別記第六号様式」に改め、同条第二項中「試験認定科目合格者」を「一以上の試験科目について合格点を得た者（筆記試験合格者を除く。次条及び第十七条において「筆記試験科目合格者」という。）」に、「科目合格証明書」を「筆記試験科目合格証明書」に、「別記第五号様式」を「別記第八号様式」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 筆記試験合格者が、その合格の証明を申請したときは、筆記試験合格証明書（別記第七号様式によるもの）を交付する。

第十六条第一項の表を次のように改める。

上 欄		下 欄	
一	試験認定を願ひ出る者	一科目につき	千三百円
二	審査認定を願ひ出る者		三千八百円
三	試験認定の試験科目の全部について免除を願ひ出る者		八百円
四	合格証書の書換え又は再交付を願ひ出る者		七百元

五 合格証明書の交付を願ひ出る者	七百円
六 筆記試験合格証明書の交付を願ひ出る者	七百円
七 筆記試験科目合格証明書の交付を願ひ出る者	七百円

第十六条第三項中「どういふ事由があつても」を「これを」に改める。

第十七条第二項中「無試験認定合格者又は試験認定科目合格者」を「審査認定合格者、筆記試験合格者又は筆記試験科目合格者」に、「授与」を「授与し、」に改める。

第十八条中「別記第六号様式」を「別記第九号様式」に改める。

第二十五条の見出しを「(学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)」に改め、同条中「第五条第一号」の下に「及び第九条第三号イ」を加え、「旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による学士の称号を有する者」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による学士の称号を有する者
- 二 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五百五十五条第一項第二号から第八号までのいずれかに該当する者

第二十六条に見出しとして「（短期大学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者）」を付し、同条中「第五条第二号」の下に「及び第九条第三号ロ」を加え、「旧大学令、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学予科、高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 旧大学令、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学予科、高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者

二 学校教育法施行規則第一百五十五条第二項各号のいずれかに該当する者

第二十七条に見出しとして「（博士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者）」を付し

、同条中「旧学位令（大正九年勅令第二百号）による博士の称号を有する者」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 旧学位令（大正九年勅令第二百号）による博士の称号を有する者

二 外国において博士の学位に相当する学位を授与された者

第二十七条を第二十八条とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

(修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十七条 第九条第一号に規定する修士の学位を有する者には、学校教育法施行規則第一百五十六条各号のいずれかに該当する者を含むものとする。

第四章に次の一条を加える。

(専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第二十九条 第九条第一号に規定する専門職学位を有する者には、外国において専門職学位に相当する学位を授与された者を含むものとする。

別記第一号様式を次のように改める。

別記第六号様式を別記第九号様式とする。

別記第五号様式を次のように改め、同様式を別記第八号様式とする。

別記第四号様式を次のように改め、同様式を別記第六号様式とする。

別記第六号様式の次に次の様式を加える。

別記第三号様式を次のように改め、同様式を別記第四号様式とする。

別記第四号様式の次に次の様式を加える。

別記第二号様式の次に次の様式を加える。

附 則

- 1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の日前に、改正前の博物館法施行規則（以下「旧規則」という。）第一条に規定する博物館に関する科目（以下「旧科目」という。）の単位の全部を修得した者は、改正後の博物館法施行規則（以下「新規則」という。）第一条に規定する博物館に関する科目（以下「新科目」という。）の単位の全部を修得したものとみなす。

3 この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに旧科目の単位の全部を修得した者は、新科目の単位の全部を修得したものとみなす。

4 この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得したものとみなす。

新 科 目	単 位 数	旧 科 目	単 位 数
生涯学習概論	二	生涯学習概論	一

5 この省令の施行の日前に、次の表中旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、新たに学芸員となる資格を得ようとする場合には、既に修得した旧科目の単位は、当該科目に相当する新科目の単位とみなす。

博物館学	六	博物館概論	二
博物館実習	三	博物館実習	三
視聴覚教育メディア論	一	博物館情報・メディア論	二
博物館情報論	一	博物館情報	二
博物館資料論	二	博物館資料論	二
博物館経営論	一	博物館経営論	二
博物館概論	二	博物館概論	二
生涯学習概論	一	生涯学習概論	二
旧科目	単位数	新科目	単位数

博物館学各論 視聴覚教育メディア論	一 四	博物館情報・メディア論 博物館資料論 博物館経営論	二 二 二
博物館学各論	四	博物館資料論 博物館経営論	二 二
博物館学 視聴覚教育メディア論	一 六	博物館概論 博物館経営論 博物館資料論 博物館情報・メディア論	二 二 二 二
		博物館資料論 博物館経営論	二 二

6 この省令の施行の日前に、旧規則第六条第二項に規定する試験科目（次項において「旧試験科目」という。）の全部に合格した者は、新規則第六条第三項に規定する試験科目（次項において「新試験科目」と

いう。)の全部に合格したものとみなす。

7 この省令の施行の日前に、次の表中旧試験科目の欄に掲げる科目に合格した者は、当該試験科目に相当する新試験科目の欄に掲げる科目に合格したものとみなす。

旧試験科目		新試験科目	
生涯学習概論	生涯学習概論	生涯学習概論	生涯学習概論
博物館学	博物館概論	博物館概論	博物館概論
	博物館経営論	博物館経営論	博物館経営論
	博物館資料論	博物館資料論	博物館資料論
博物館学	博物館概論	博物館概論	博物館概論
視聴覚教育メディア論	博物館経営論	博物館経営論	博物館経営論
	博物館資料論	博物館資料論	博物館資料論
	博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論
文化史	文化史	文化史	文化史

地学	生物学	化学	物理	自然科学史	民俗学	考古学	美術史
地学	生物学	化学	物理	自然科学史	民俗学	考古学	美術史

別記第1号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

（試験認定受験願書）

受 験 願 書																	
年 月 日																	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">収入印紙</div>																	
文部科学大臣殿																	
ふりがな 氏 名																	
年 月 日生																	
住 所																	
下記により博物館法施行規則による学芸員の資格認定を受けたいので必要な書類を添えて願います。																	
受験資格 博物館法施行規則第5条、第1号 第2号 第3号 第4号 第5号に該当																	
受験場所																	
受験する科目	生涯学習概論	博物館概論	博物館経営論	博物館資料論	博物館資料保存論	博物館展示論	博物館教育論	博物館情報メディア論	文化史	美術史	考古学	民俗学	自然科学史	物理	化学	生物学	地学
試験の免除を受けたい試験科目名																	

- (注) 1 受験資格中の該当番号を○印で囲むこと。
2 受験科目欄の該当欄を○印で囲むこと。
3 受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

（審査認定受験願書）

受 験 願 書																
年 月 日																
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">収入印紙</div>																
文部科学大臣殿																
ふりがな 氏 名																
年 月 日生																
住 所																
下記により博物館法施行規則による学芸員の審査認定を受けたいので必要な書類を添えて願います。																
受験資格 博物館法施行規則第9条、第1号 第2号 第3号 第4号に該当																

- (注) 1 受験資格中の該当号数を○印でかこむこと。
2 受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

別記第8号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

割
印

筆記試験科目合格証明書

平証第 号

上記の者は博物館法施行規則による学芸員の試験認定において下記の受験科目について合格点を得たことを証明します。

記

施行年月	合格点を得た受験科目

年 月 日

文 部 科 学 省



別記第7号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

割

印

筆記試験合格証明書

平証第 号

氏 名

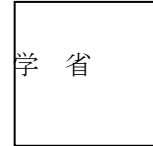
年 月 日生

上記の者は博物館法施行規則第六条第三項に規定する試験認定の試験科目の全部について合格点を得たことを証明します。

本証明書を有する者は博物館法施行規則第十二条第一項の規定に基づき一年間学芸員補の職にあつた後に文部科学大臣に認定されることにより試験認定合格者となります。

年 月 日

文 部 科 学 省



別記第6号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

割 印	合 格 証 明 書	平 証 第 号
氏 名		
年 月 日生		
上記の者は 年 月博物館法施行規則による学芸員の（試験認定）（審査認定）に 合格し学芸員となる資格を有することを証明します。		
年 月 日		
文 部 科 学 省		

別記第5号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

割 印	筆 記 試 験 合 格 証 書	証 第 号
氏 名		
年 月 日生		
<p>上記の者は博物館法施行規則第六条第三項に規定する試験認定の試験科目の全部について合格点を得たことを証する。</p> <p>本証書を有する者は博物館法施行規則第十二条第一項の規定に基づき一年間学芸員補の職にあつた後に文部科学大臣に認定されることにより試験認定合格者となるものとする。</p>		
年 月 日		
文 部 科 学 省		

別記第4号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

割 印	合 格 証 書	証 第 号
	氏 名	
	年 月 日	生
上記の者は博物館法施行規則により学芸員の（試験認定）（審査認定）に合格し、 学芸員となる資格を有することを証する。		
	年 月 日	
	文 部 科 学 省	

別記第3号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

試 験 認 定 合 格 申 請 書	
年 月 日	
文 部 科 学 大 臣 殿	
博物館法施行規則第十二条第二項の規定に基づき、下記のとおり一年間学芸員補の職（博物館法第五条第二項に規定する職を含む。）にあったことを申請しますので、学芸員資格認定の試験認定合格者として認定していただきますようお願いいたします。	
氏 名	印
生年月日	
住 所	
電話番号	

※以下所属長記載欄

1 在職期間等について			
在 職 期 間	職 名	1 週 間 当 た り の 勤 務 日 数 ・ 時 間 数	職 務 内 容
自 年 月 至 年 月			
2 勤務先の施設について			
施設の区分	ア 登録博物館（博物館法第10条）	（ 年 月 登録）	
	イ 博物館相当施設（博物館法第29条）	（ 年 月 指定）	
	ウ ア・イに準ずる施設	（ 年 月 設置）	
常勤職員の 勤務形態	1 週間当たり	日勤務	
	1 週間当たり	時間	
3 所属長所見			
申請者が上記のとおり学芸員補の職に従事したことを証明する。			
年 月 日			
（博物館名・役職・氏名）			
印			